

東労発基 0216 第 2 号
令和 5 年 2 月 16 日

各関係団体の長 殿

東京労働局長
(公印省略)

「工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針の一部を改正する指針」
の周知について

平素より労働行政に対し、特段の御理解と御協力をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第20条には、事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない旨規定されており、安衛法第28条第1項において、厚生労働大臣は、安衛法第20条の規定に基づき事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表することとされており、金属等に穴をあけるために使用する工作機械の一つであるボール盤については、労働者が運転中のボール盤に接触すること等による災害の危険性があることから、指針を定め、設計及び製造に関する留意事項について規定しているところです。

今般、ボール盤による危険源の除去又はリスク低減のため、最新のボール盤に使用されている技術等を踏まえた安全装置等の規格として日本産業規格B6034が制定されたことを踏まえ、当該日本産業規格の制定内容を指針に反映するため、別添のとおり改正が行われました。

つきましては、傘下関係事業者への周知に御理解と御協力をお願い申し上げます。

「工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針」新旧対照表

改正後	現行
工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針 昭和 50 年 10 月 18 日 技術上の指針公示第 4 号 改正 平成 13 年 9 月 18 日 技術上の指針公示第 15 号 改正 令和 4 年 12 月 20 日 技術上の指針公示第 23 号	工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針 昭和 50 年 10 月 18 日 技術上の指針公示第 4 号 改正 平成 13 年 9 月 18 日 技術上の指針公示第 15 号
1 (略)	1 (略)
2 各種工作機械	2 各種工作機械
2-1 (略)	2-1 (略)
2-2 ボール盤	2-2 ボール盤
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5) 電動機の軸、ベルト及び主軸プーリーを覆う覆いは、その開閉がボール盤の運転とインターロックされていることが望ましいこと。</u>	(新設)
<u>(6) ドリル、リーマー、タップ等の工具は、起動位置において回転する主軸による危険を防止するための適当な覆い及びドリル、リーマー、タップ等の工具の切削点以外の部分を覆う適当な覆いを設けることが望ましいこと。</u>	<u>(5) ドリル、リーマー、タップ等の工具は、その切削点以外の部分を覆う適当な覆いを設けることが望ましいこと。</u>
<u>(7) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
2-3～4 (略)	2-3～4 (略)
3 (略)	3 (略)

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術
上の指針に関する公示
技術上の指針公示第23号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条
第1項の規定に基づき、工作機械の構造の安全基
準に関する技術上の指針の一部を改正する指針を
次のとおり公表する。

令和4年12月20日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 工作機械の構造の安全基準に関する技
術上の指針の一部を改正する指針
- 2 趣旨 この指針は、日本産業規格B六〇三四
号の制定に伴い、ボール盤による危険を防止す
るための覆いに関する所要の改正を行うもので
ある。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp>)において閲覧に供す
る。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安
全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課
において閲覧に供する。